

総行合第31号

平成18年6月29日

各都道府県知事 殿
(市町村合併担当課扱い)

総務省大臣官房総括審議官

市町村合併時における公文書等の適切な保存に係る一層の推進について

市町村合併に伴い、歴史資料として重要な市町村の公文書等が適切に引き継がれず、その多くが散逸したり、安易に廃棄されることが各方面において懸念されております。合併市町村においては、合併後の市町村運営に積極的に取り組まれるこの時期をとらえて、改めて公文書等の保存状況を把握し、適切な保存に一層取り組む必要があります。

総務省においては、これまでも、公文書等の重要性を踏まえ、その適切な保存をお願いしてきたところですが、公文書等の適切な保存の一層の推進について、貴都道府県内の市町村に対し改めて助言されるようお願いいたします。

なお、別添のとおり、独立行政法人国立公文書館次長から再度要請がありましたので、この要請の内容についても、貴都道府県内の市町村に対し周知されるようお願いいたします。

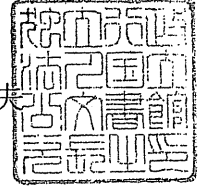
また、公文書館法（昭和62年法律第115号）第3条において、地方公共団体は、歴史資料として重要な公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講ずる責務を有することとされていることを申し添えます。



国公文 第187号
平成18年6月20日

総務省大臣官房総括審議官
荒木 慶司 殿

独立行政法人 国立公文書館
次長 小河 俊夫



市町村合併時における公文書等の保存の適正化について

標記については、平成17年6月16日付け国公文第236号「市町村合併時における公文書等の保存について」により、当館館長から総務大臣宛て要請した結果、平成17年6月24日付け総行合第525号「市町村合併時における公文書等の保存の適正化について」をもって貴職から各都道府県知事宛てに通知していただいたところであります。

当館では本問題の重要性に鑑み、平成18年度全国公文書館長会議の開催に当たり、フォローアップのためのアンケート調査を実施したところ、県の担当部局と緊密な連携を取り、合併時における公文書保存の適正化に向けて努力をした公文書館があった一方で、残念ながら、この問題に対して積極的に行動を起こさなかった公文書館もあり、上記要請の趣旨を踏まえた取組が十分とはいえないことが分かりました。

この実態に鑑み、去る5月26日に東京において開催した上記会議の席上、当公文書館長から別添のとおり、地方公共団体の公文書館等の主体的な取組の強化を求めたところではありますが、更なる徹底を図るため、改めて貴職から適切な措置を講ずることの必要性について注意喚起を図られるよう周知方につき重ねてお願いします。

平成18年度 全国公文書館長会議における菊池国立公文書館長挨拶

全国公文書館長会議の開催に当たりまして、ごあいさつ申し上げます。

中 略

それから昨年、那覇で館長会議を開催させていただいた時に申し上げましたけれども、今年の3月31日までを一応の目標期限として平成の大合併、市町村合併が行われております。市町村合併が行われている時に昔から伝えられてきた旧市町村の資料が散逸するということになると、明治の大合併、あるいは昭和の大合併と言われるものに引き続く第3回目の大合併という時に合併で記録がなくなったということになると大変です。昭和28年ぐらいの時には、昭和の大合併の時には公文書館というものはなく、山口県の公文書館も昭和34年にできていますから、ありませんでした。今、公文書館制度ができながら、平成の大合併の時に前の2回の轍を踏むわけにいかない。ぜひ市町村合併時の公文書の保存については皆さんに関心を持っていただきたい、ぜひ適切な動きをしていただきたいということを昨年のこの会議で申し上げました。

私の名前で当時の総務大臣に要請をし、町村合併担当の総括審議官から各都道府県知事に対して文書を発出してもらいました。その結果を今回、またアンケートをとらせていただきました。大変立派な対応をとっていただいた都道府県もごさいます。ただ、後ほど述べますように何もしなかった、そんな通知がいったことも知らなかったというような残念な事例も見えます。

自治体における公文書行政というのは、昔でいう国の機関委任事務でもなければ、国家事務でもなく、自治事務で自ら取り組まなければならないものです。町村合併の時に自らの記録を保存するというのは国がやるわけにもいかないし都道府県がやるわけにもいかない。本来だったら自らやらなければならない、市町村がやらなければならない。それについて都道府県の公文書館の方からアドバイスなり支援なりをしていただきたいということで文書を出したはずなのに、ほとんど施策がとられなかったというのは残念なことです。

ちょっと苦い話になりますけれども、本当にこれは自らの責任として受けとめていただきたいと思います。公文書館法で公文書の記録管理に携わる専門家についての法定設置が決められたらやりますけど、そうでなかったらできませんということを行っている限りは、いつまで経ってもこんなものはできません。今回は千載一遇の機会であったにもかかわらず、何もアクションをとられていない自治体というのは、なぜそういうことになっているのか、私は大変苦い思いで見えています。ぜひ皆さん、予算がない、人がいないというような話ではなく我が事とと思っていただきたい。